

	業務内容	権限	条文	市町村の事務	広域連合の事務	
保険 給付	未収金についての滞納処分	広域連合	67②		保険医療機関に対する善管注意義務の確認 被保険者の財産調査	
	一部負担金の割合の減免	広域連合	69		都道府県知事への協議	
				減免申請受付(窓口事務)	減免の決定	
					減免(却下)通知	
	償還払いの審査、支払	広域連合	74、75、 77、84、85	高額医療費及び療養費の支給申請 受付(窓口業務)		高額療養費対象者の把握、申請勧奨 受給者死亡の場合の相続人確認
						支給・不支給決定
						支給・不支給決定通知
						口座振込依頼
					標準負担額減額申請受付(窓口業務)	減額認定証交付決定、長期該当適用
	他の法令による医療に関する給 付との調整	広域連合	57		レセプトの返戻	
	葬祭費等の支給	広域連合	86①	申請受付(窓口事務)	支給・不支給決定	
					支給・不支給決定通知	
					口座振込依頼	
	給付制限	広域連合	87、88 89、90 91、92	滞納情報の提供	支給差止め通知	
					滞納分に充当	
第三者行為による損害賠償請求	広域連合	58	届出の受付(窓口業務)	未届の被保険者への確認 加害者への求償		
				事実関係の調査		
不正利得の徴収	広域連合	59		不正利得を得た者への求償		
そ の 他	特別会計	広域連合 市町村	49	特別会計の設置	特別会計の設置	
	保健事業	広域連合	125		保健事業の実施	
	審査会(県に設置)		128,129	審査請求書の受理(窓口業務)	審査会からの通知の受取	
	都道府県知事への報告	広域連合	135		事業状況の都道府県知事への報告	
	被保険者等に関する調査	広域連合 市町村	137	被保険者等に関する調査	被保険者等に関する調査	
	資料の提供等	広域連合 市町村	138	資料の提供等の求め	資料の提供等の求め	
	過料	広域連合 市町村	171	提出命令等に従わない場合の過料規 定の設定	提出命令等に従わない場合の過料規定の 設定	

※市町村の事務については、規約により広域連合の事務とすることも可能

【別添 7】

後期高齢者医療広域連合モデル規約（案）

モデル規約	備考
<p>(広域連合の名称) 第1条 この広域連合は、〇〇県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)という。</p> <p>(広域連合を組織する地方公共団体) 第2条 広域連合は、〇〇県内の全市町村(以下「関係市町村」という。)をもって組織する。</p> <p>(広域連合の区域) 第3条 広域連合の区域は、〇〇県の区域とする。</p> <p>(広域連合の処理する事務) 第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第1に定める事務については関係市町村において行う。 (1) 被保険者の資格の管理に関する事務 (2) 保険給付に関する事務 (3) 保険料の賦課に関する事務 (4) 保健事業に関する事務 (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務</p> <p>(広域連合の作成する広域計画の項目) 第5条 広域連合が作成する広域計画(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。)には、次の項目について記載するものとする。 (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。 (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。</p> <p>(広域連合の事務所) 第6条 広域連合の事務所は、〇〇市内に置く。</p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律 (広域連合の設立) 第48条 市町村は、後期高齢者医療の事務(保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務を除く。)を処理するため、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合」という。)を設けるものとする。</p>

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、〇〇人とする。

【例1】

2 広域連合議員は、関係市町村の長又は助役により組織する。

【例2】

2 広域連合議員は、関係市町村の議会の議員により組織する。

【例3】

2 広域連合議員は、関係市町村の議会において、関係市町村の長及び議員のうちから、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数をもって組織する。

- (1) 市町村長 〇人
- (2) 市町村議会議員 〇人

(広域連合議員の選挙の方法)

【例1】

第8条 広域連合議員の選挙に当たっては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の推薦のあった者を候補者とする。

- (1) 前条第2項第1号に掲げる者 すべての市長もしくは町村長をもって組織する団体又は関係市町村の長の総数の〇分の1以上の者
- (2) 前条第2項第2号に掲げる者 すべての市議会もしくは町村議会の議長をもって組織する団体又は関係市町村の議員の定数の総数の〇分の1以上の者

- 2 広域連合議員は、前項に規定する推薦があった者のうちから、各市町村議会において選挙するものとする。
- 3 各市町村議会における選挙については、地方自治法第118条第1項の例による。
- 4 広域連合議員の当選人は、市町村議会の選挙における得票総数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者とする。

議会の議員定数については、地方自治法第291条により規約に委ねられている。

広域連合議員の組織及び定数については、①構成団体の長又は助役のみ、②構成団体の議会の議員のみ、③①と②の両方、のそれぞれのパターンが考えられる。

広域連合議員の選任は、規約で定めるところにより、広域連合の選挙人の投票による選挙(直接選挙)又は構成団体における選挙(間接選挙)によらなければならない(地方自治法第291条の5第1項)。

このモデル規約では、例として、第7条第2項の【例3】(広域連合議員を構成団体の長及び議会議員の両方で組織)の場合で、かつ、間接選挙による方法について示している。

【例1】

推薦を受けた候補者が、すべての関係地方公共団体の議会において選挙し、それぞれの選挙における得票数を累積したものにより当選者を決定する方法である。

【例 2】

第 8 条 広域連合議員は、関係市町村の議会の議員及び長のうちから、各関係市町村の議会において〇人を選出する。

- 2 関係市町村の議会における選挙については、地方自治法第 118 条第 1 項の例による。

(広域連合議員の任期)

第 9 条 広域連合議員の任期は、当該関係市町村の議会の議員又は長としての任期による。

- 2 広域連合議員が関係市町村の長又は議員でなくなったときは、同時にその職を失う。
- 3 広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、第 8 条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第 10 条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長 1 人を選挙しなければならない。

- 2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合の執行機関等の組織)

第 11 条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長を置く。

- 2 広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。

(広域連合の執行機関等の選任の方法)

第 12 条 広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票によりこれを選挙する。

- 2 第 1 項の選挙は、第 15 条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。
- 3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。
- 4 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。

(広域連合の執行機関等の任期)

第 13 条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、4 年とする。ただし、関係市町村の任期の定め

【例 2】

広域連合の議会の議員数を、広域連合を組織する地方公共団体の議会ごとに割り振り、当該議会において議員が投票により選挙する方法である。

広域連合議員の任期については、地方自治法第 291 条の 4 により、規約に委ねられている。

広域連合長の選任については、地方自治 291 条の 5 により、広域連合の選挙人の直接投票（直接選挙）又は構成団体の長による選挙（間接選挙）に限られている。

このモデル規約では、例として、間接選挙による方法を示している。

ある職を兼ねる者にあつては、当該任期による。

(補助職員)

第 14 条 第 11 条に定める者のほか、広域連合に必要な吏員その他の職員を置く。

(選挙管理委員会)

第 15 条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は、4 人の選挙管理委員をもってこれを組織する。
- 3 選挙管理委員は、関係市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。
- 4 選挙管理委員の任期は、4 年とする。

(監査委員)

第 16 条 広域連合に監査委員 2 人を置く。

- 2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ 1 人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第 17 条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 関係市町村の負担金
 - (2) 事業収入
 - (3) 国及び(都道府)県の支出金
 - (4) その他
- 2 前項第 1 号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第 2 の負担割合により、広域連合の予算において定めるものとする。

(補則)

第 18 条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

選挙管理委員会は、広域連合において必置機関であるが、その選任方法等については規約に委ねられている。
(地方自治法 291 条の 4)

地方自治法施行令 212 条の 4 により監査を行う機関は必置と解される。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成〇年〇月〇日から施行する。

(経過措置)

2 平成20年3月31日までの間は、第4条に規定する事務の準備行為を行うものとする。

3 広域連合設立後はじめて行う広域連合長の選挙においては、第12条第2項の規定にかかわらず、□□□□にて行うものとする。

選挙管理委員は議会において選挙によって選出されるため、初めての広域連合長選挙の場所について、定めたものである。

また、広域連合の設立後の広域連合長及び広域連合議員の選挙の実施期日については、間接選挙の場合、公職選挙法第33条第3項（設置の日から50日以内）の適用はない。

別表第1（第4条関係）

区分

被保険者の資格管理に関する事務のうち以下に掲げるもの

資格の異動の届出の受付に関する事務

再発行に係る被保険者証の引渡しに関する事務

資格証明書の引渡しに関する事務

保険給付に関する事務のうち保険給付に関する申請及び届出の受付に関するもの

一部負担金の減免申請、給付事由が第三者の行為によって生じたものである場合の被保険者の届出、審査請求書の提出に関する受付についても、これに含まれる。

保険料の賦課に関する事務のうち保険料の減免申請の受付に関するもの

保険料の徴収に関する事務（保険料の徴収猶予申請の受付に関する事務を含む。）

別表第2(第17条関係)

○共通経費

	負担割合
均等割	○%
高齢者人口割	○%
人口割	○%

○保険給付に要する経費

高齢者医療確保法第98条に定める市町村の一般会計において負担すべき額

保険給付費割 100%

○保険料その他の納付金

高齢者医療確保法第105条に定める市町村が納付すべき額

市町村が徴収した保険料の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額

備考

高齢者人口割については、前年度の3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく満75歳以上の人口による。

共通経費については、例えば均等割について小規模な市町村に過大な負担にならないようにするなど、地域の実情に応じて定める必要がある。

広域連合設立時における条例制定一覧（案）

○ 総規

- ・ ○○広域連合の休日を定める条例
- ・ ○○広域連合公告式条例

○ 議会・選挙・監査

- ・ ○○広域連合議会の定例会条例

○ 組織・庶務

- ・ ○○広域連合の事務所の位置及び名称等に関する条例
- ・ ○○広域連合課設置条例

○ 情報公開等

- ・ ○○広域連合情報公開条例
- ・ ○○広域連合個人情報保護条例

○ 人事

- ・ ○○広域連合職員定数条例
- ・ ○○広域連合職員の定年等に関する条例
- ・ ○○広域連合職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例
- ・ ○○広域連合職員の懲戒に関する手続き及び効果に関する条例
- ・ ○○広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例
- ・ ○○広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例
- ・ ○○広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- ・ ○○広域連合職員の育児休業等に関する条例
- ・ ○○広域連合議会の職員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

○ 給与

- ・ ○○広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
- ・ ○○広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例
- ・ ○○広域連合職員の給与に関する条例
- ・ ○○広域連合職員等の旅費に関する条例

広域連合設立時における規則制定一覧（案）

議会・ 選挙・監査	広域連合議会の定例会招集に関する規則 広域連合議会会議規則 広域連合議会傍聴規則
組織・庶務	広域連合事務分掌規則 広域連合職員の職の設置に関する規則 広域連合収入役の補助組織に関する規則 広域連合長の組織代理者を定める規則 広域連合収入役の職務代理者を定める規則 広域連合情報公開審査会規則 広域連合長が管理する公文書の開示等に関する規則 広域連合個人情報保護審査会規則 広域連合長が取り扱う個人情報の保護に関する広域連合個人情報保護条例施行規則
人事	広域連合職員の任免に関する規則 広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則 広域連合職員の育児休業等に関する規則 広域連合臨時職員の身分取扱いに関する規則 広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則 営利企業の従事制限に関する規則
給与	広域連合職員の給与の支給に関する規則 広域連合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 広域連合職員の管理職手当の支給に関する規則 広域連合職員の扶養手当支給に関する規則 広域連合職員の住居手当の支給に関する規則 広域連合職員の通勤手当の支給に関する規則 広域連合職員の単身赴任手当の支給に関する規則 広域連合職員の時間外勤務手当の支給割合等に関する規則 広域連合職員の休日勤務手当の支給に関する規則 広域連合職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則 広域連合職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則
財務	広域連合財務規則 広域連合財産の管理に関する規則

2. 後期高齢者医療制度の概要（平成20年4月）

- ・ 後期高齢者医療制度の概要については、以下のとおりである。
- ・ なお、以下の事項には、政省令事項等が含まれており、現段階の案であるが、今後、Iで述べたとおり、政省令等を順次制定していく予定であり、各都道府県・市町村におかれては、1.の広域連合の設立事務と併せ、施行に向けた準備をお願いする。

(1) 広域連合の設立

- ・ 市町村は、後期高齢者医療の事務（保険料の徴収事務等を除く。）を処理するため、都道府県の区域ごとにすべての市町村が加入する広域連合（以下「後期高齢者医療広域連合」という。）を設けるものとする。
- ・ 後期高齢者医療広域連合が処理する事務には、保険料の決定、医療給付等が含まれており、財政責任を持つ運営主体という意味では、後期高齢者医療広域連合が保険者であり、保険者機能を発揮することが期待されること。

(2) 被保険者の範囲

被保険者は、以下のとおりであること。

- ア 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者
 - イ 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する65歳以上75歳未満の者であって、寝たきり等の者
- ※ 寝たきり等の者については、後期高齢者医療広域連合の認定を受けたもの。認定基準については、現行の老人保健制度と同様。

(3) 給付

- ・ 給付の概要は、以下とおりであること。
 - 療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費（18年10月新設）、保険外併用療養費（同）、療養費、訪問看護療養費（現行の老人訪問看護療養費）、特別療養費（被保険者が資格証明書の交付を受けている場合の給付）、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費（20年4月新設）
- ・ 診療報酬については、後期高齢者の心身の特性等にふさわしい診療報酬体系について検討し、平成20年度の診療報酬改定において対応すること。

(4) 財政措置

① 定率負担

現役並所得者を除く被保険者に係る療養の給付等に要する費用の額（以下「療養給付費等」という。）について、国3/12、都道府県1/12、市町村1/12を負担すること。

※ 療養給付費等 … a及びbの合計額

- a. 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額
- b. 入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額

② 高額な医療費に対する公費負担

高額な医療費（レセプト1件当たり80万円超）について、1/2を公費で負担すること。

※ 事業規模： 約1,000億円

（国：都道府県：後期高齢者医療広域連合（保険料）＝1：1：2で負担）

③ 財政調整交付金

- ・ 療養給付費等のうち1/12は財政調整交付金とすること。
- ・ 財政調整交付金は、後期高齢者医療広域連合間の財政力に応じて交付する「普通調整交付金」と、災害等の特別の事情を考慮して交付する「特別調整交付金」の2種類とすること。

※普通調整交付金

＝ 調整対象需要額（給付費等のうち保険料で賄うべき費用）

－ 調整対象収入額（保険者が財政力に応じて保険料として徴収すべき費用）

④ 低所得者及び被扶養者の軽減に係る財政措置（保険基盤安定制度）

- ・ 市町村は、低所得者に係る保険料の軽減分について、市町村の後期高齢者医療広域連合に関する特別会計に繰り入れること。
- ・ 市町村は、被用者保険の被扶養者であった者に係る保険料の軽減分（後期高齢者医療制度に加入した時から2年間、保険料を半額とする措置）について、市町村の後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れること。
- ・ 都道府県は、これらの繰入金金の4分の3を負担すること。

⑤ 財政安定化基金

- ・ 都道府県において、国、都道府県及び後期高齢者医療広域連合の拠出の下、基金を設置し、保険者の未納、給付の見込み違い等に対し、貸付等を行うこと。

※ 基金の規模： 約2,000億円

(国：都道府県：後期高齢者医療広域連合(保険料) = 1 : 1 : 1で、平成20年度から4年間積立て)

(5) 保険料の賦課基準と収納対策

① 保険料率の設定

- ・ 保険料率は、後期高齢者医療広域連合(都道府県)の区域内で均一保険料が原則であること。
- ・ 保険料率は、概ね2年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないこと(2年単位の財政運営)。

② 保険料賦課の基本的枠組み

- ・ 被保険者個人単位で算定・賦課すること。
- ・ 応益割(定額部分)は被保険者均等割、応能割(所得比例部分)は所得割とし、応益割：応能割 = 50 : 50を標準とすること。
- ・ 所得割の算定対象所得は、旧ただし書所得(=総所得金額-基礎控除)を基準とすること。
- ・ 賦課限度額を設けること。(具体的な額については、検討中。)

③ 低所得者及び被扶養者の軽減

- ・ 低所得者については、世帯の所得水準に応じて、保険料を軽減すること。
 - 7割軽減： 基準額 = 基礎控除額(33万円)
 - 5割軽減： 基準額 = 基礎控除額(33万円) + 24.5万円 × (世帯人数 - 1)
 - 2割軽減： 基準額 = 基礎控除額(33万円) + 35万円 × 世帯人数
- ・ 被用者保険の被扶養者として保険料を負担してこなかった者については、後期高齢者医療制度に加入した時から2年間、5割軽減とすること。
- ・ 軽減分については、公費で負担すること。

(注) 基礎控除額等の数字については、今後の税制改正等により変動があり得る。

④ 保険料の年金天引き（特別徴収）

- ・ 年額 18 万円以上の年金受給者を対象に、年金からの保険料の天引き（特別徴収）を行うこと。
- ・ ただし、介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の 2 分の 1 を超える場合には、天引きの対象としないこと。

⑤ 資格証明書・短期被保険者証

- ・ 被保険者が保険料を滞納した場合には、通常と比較して有効期限の短い被保険者証（短期証）を発行すること。
- ・ また、滞納発生後 1 年を経過した滞納者に対しては、特別の事情のない限り、被保険者証の返還を求め、資格証明書の交付を行うこと。

(6) 後期高齢者医療広域連合の不均一保険料の特例

① 離島等の特例（恒久措置）

- ・ 離島その他の医療の確保が著しく困難である地域については、地域単位で、不均一保険料の設定を可能とすること。
※ 無医地区のように近くに医療機関がなく、かつ医療機関へのアクセスが困難である地域とする方向で検討中。
- ・ 上記の不均一保険料については、下限を定めること。
※ 広域連合均一保険料に対し 50% 以上とする方向で検討中。

② 医療費の地域格差の特例（経過措置）

- ・ 平成 20 年度から 6 年の範囲内で後期高齢者医療広域連合の条例で定める期間、施行日前の一定期間の当該市町村の一人当たり老人医療費が後期高齢者医療広域連合内の平均老人医療費に対して一定割合以上低く乖離している場合、市町村の区域単位で不均一保険料の設定を認めること。
※ 乖離割合については、20% 以上とする方向で検討中。
- ・ 不均一保険料については、特定期間（2 年）ごとに、段階的に広域連合均一保険料との差を縮小すること。
※ 保険料率について、広域連合均一保険料との差が、平成 20 年度及び 21 年度は 3/6 以内となるよう設定し、財政運営期間である 2 年ごとに、この差が 3/6 以内→2/6 以内→1/6 以内となるように設定し、6 年後には完全に広域連合均一保険料が達成できるようにする方向で検討中。

- ・ 上記の市町村単位の保険料と広域連合均一保険料との差額については、国及び都道府県が、それぞれ1/2の割合で負担すること。

(7) その他

- ・ 後期高齢者医療広域連合は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業（保健事業）を行うよう努めなければならないこととされたこと。
- ・ 国保連合会の業務として、新たに、後期高齢者医療広域連合から委託を受けて行う療養の給付に要する費用等の審査支払い及び高齢者医療制度の運営その他の事項に関する保険者その他の関係者間の連絡調整等の業務が追加されたこと。これに関連して、参議院厚生労働委員会の附帯決議において、後期高齢者支援金を負担する保険者等の意見が広域連合の運営に反映されるよう、保険者協議会の活用等について指導を行うとともに、意見を聞く場の設定について検討を進めること、とされたこと。

3. 今後の段取り

本年9月に、都道府県及び後期高齢者医療広域連合設立準備委員会事務局長を対象とした説明会を開催し、平成19年度概算要求等の内容を含め、説明する予定である。